

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

①交流拠点都市の形成

【現状と課題】

本県は、人が行きかい物が流動し、産業活動の拠点となる、成田、柏・流山、幕張、かずさの４つの地域を交流拠点都市として、機能の充実を図っています。

〔成田国際空港都市〕

成田国際空港（以下、「成田空港」という。）は、首都圏における国際線基幹空港であり、空港とその周辺地域は、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっています。この成田空港の波及効果を、空港周辺地域が的確に受け止め、魅力ある国際空港都市づくりを推進するとともに、成田空港と都心・東京国際空港（以下、「羽田空港」という。）間の交通アクセスを一層強化する必要があります。

また、成田空港と東京都心の中間に位置する千葉ニュータウンは、平成 22 年の成田新高速鉄道の開通（予定）により、住宅地や商業地、ビジネス拠点としてのポテンシャルが一層高まっています。

〔柏・流山地域〕

柏・流山地域は、つくばエクスプレスによる飛躍的な交通利便性の向上を契機として、「環境・健康・創造・交流の街」をテーマに、大学と地域が連携したまちづくりを推進しています。

今後は、つくば・秋葉原など沿線都市間の競争や連携を視野に入れ、より質の高い都市機能の充実を図るとともに、産学官連携を推進し、地域産業の振興を促進することが必要です。

〔幕張新都心〕

幕張新都心では、先導的な中核施設である幕張メッセの設置をはじめ、国際的な先端企業・外資系企業、教育・研究施設や、ホテル・ショッピング・アミューズメント施設の誘致及び幕張ベイタウンでの住宅整備の推進などをこれまで進めてきました。

現在、日々約 14 万人が活動する都市に成長し、「幕張」の名前は全国に知られるようになりました。今後は、地域内のポテンシャルをさらに生かし、経済・文化の交流拠点機能を効果的に強化していくことが必要です。

〔かずさ地域〕

かずさ地域では、バイオテクノロジー、情報通信、新素材など先端技術産業分野の研究所の集積を目指す「かずさアカデミアパーク」の整備を進めてきました。しかし、バブル景気の崩壊や、量産型工場の海外展開といった産業構造の変化を受け、現在でも立地面積は半分程度にとどまっています。時代や経済環境の変化に対応した立地環境の整備を推進することが必要です。

【取組の基本方向】

成田国際空港都市については、国、空港周辺9市町(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)及びNAA(成田国際空港株式会社)と連携して、空港周辺のインフラ整備などを行うことによって、成田空港の容量拡大に伴う波及効果を周辺地域が的確に受け止められるようにし、地域経済の活性化等により周辺地域との共栄を目指します。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図るため、各種施策を展開します。

柏・流山地域については、研究拠点・産業・居住等の様々な機能が調和した地域を目指し、良質な市街地形成及び産業拠点の形成を推進するなど、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

幕張新都心では、国内外への発信機能の一層の強化を図るため、未利用地等の有効活用や幕張メッセの一層の利用向上を推進するとともに、これまでに集積された「働く」、「住む」、「学ぶ」、「遊ぶ」機能の複合化と連携による相乗効果を生かして、新たな魅力やさらなる活力の創出を図ります。

かずさ地域では、アクアラインの通行料金の引き下げと圏央道の整備により、都心や京浜地域、成田空港、羽田空港との交通アクセスがさらに向上し、企業立地の優位性が高まると期待されることから、国内外の企業の戦略的な誘致に取り組みます。

【主な取組】

1 成田国際空港都市づくり

地域と成田空港との共栄を目指し、成田財特法¹⁾に基づく「空港周辺地域整備計画」²⁾事業を推進するとともに、空港周辺9市町が策定した「成田国際空港都市づくり9市町プラン」³⁾との連携を図ります。

さらに、成田新高速鉄道の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力し、リニア新線等についても研究を進めるとともに、首都圏中央連絡自動車道・北千葉道路の整備を促進し、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、千葉ニュータウンでは、「住む・働く・学ぶ・憩う」などの機能を兼ね備えた総合的なまちづくりを一層推進していきます。

2 柏・流山地域における大学と地域が連携したまちづくり

地域の魅力を高めるため、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

また、東葛テクノプラザ等を核として、地域の産学官連携を更に促進し、地域の産業振興を図ります。

さらに、鉄道と沿線地域の一体的な整備により秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。

3 新たな産業と文化の発信拠点としての幕張新都心の整備

幕張新都心では、未利用地の有効活用などにより、ライフスタイルの多様化に対応したアメニティ豊かな都市づくりを推進し、国際的な業務機能・先端産業などの集積や魅力的な居住環境の実現を図り、次世代の千葉をリードする国際業務都市としてさらなる発展を目指します。

4 アクアラインを活用したかずさアカデミアパークの活性化

アクアライン通行料金の大幅引き下げによりヒト、モノの流れが大きく変わり、首都圏におけるかずさアカデミアパークの優位性が飛躍的に高まることから、次世代を担う高い技術開発力を持った企業・研究所の誘致に取り組みます。

【注】

- (1) 成田財特法：成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- (2) 空港周辺地域整備計画：成田財特法に基づき、成田空港周辺地域の施設の計画的整備のため、昭和 45 年に策定された計画で、直近の変更は平成 21 年。
- (3) 成田国際空港都市づくり 9 市町プラン：成田空港周辺の 9 市町による成田国際空港都市づくり推進会議が平成 21 年に策定した基本計画。

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

②交流基盤の強化

【現状と課題】

鉄道は、成田国際空港（以下、成田空港という。）と都心・東京国際空港（以下、羽田空港という。）間の交通アクセスの一層強化や、県北西部地域から東京方面への速達性の向上、通勤・通学時の混雑緩和が大きな課題となっています。さらに、地域間交流を促進する鉄道網の充実強化や地域内交通の確保に向けた取組を推進する必要があります。

また、半島であることもあり、近県に比べて広域的な幹線道路の整備が遅れています。湾岸・東葛飾地域においては交通渋滞の多発による社会経済活動への支障、房総・東総地域では観光地へのアクセスや渋滞などが課題となっています。

「千葉県物流戦略」¹⁾を基に、物流事業者及び国等関係機関と連携・協働し、一層の効率化・高度化を図るとともに、大型船舶に対応した港湾整備や、ターゲットを絞り込んだポートセールス²⁾を進めていく必要があります。

また、成田空港の利便性向上を図るためには、道路アクセスの強化が急務であり、国際競争力の維持・強化の点からも首都圏三環状道路³⁾・北千葉道路⁴⁾など広域的な幹線道路の整備が重要です。

【取組の基本方向】

成田新高速鉄道の平成22年度早期の開業を確実なものとし、成田空港と都心・羽田空港間の鉄道アクセスの一層の強化を図ります。また、関係者と連携し、鉄道沿線の開発状況や混雑状況等を踏まえ、鉄道の利便性向上に向け、建設ルートを選定や事業費の検討、需要予測、収支採算性の分析等について検討を進めます。

さらに、地域住民の重要な交通手段となっている生活交通路線の維持・確保に向けて、関係者と連携を図りながら取り組んでいきます。

道路については、首都圏中央連絡自動車道⁵⁾や東京外かく環状道路⁶⁾などの広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、地域間の交流を支える国道や県道のバイパス、現道拡幅などを進めます。

また、「千葉県物流戦略」を基に、物流の一層の効率化・高度化を図ります。

港湾については、大型船舶に対応した岸壁の整備やコンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを行うとともに、魅力ある海辺空間の整備を進めます。

【主な取組】

1 広域交流を促進する鉄道網の整備

成田新高速鉄道の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力するとともに、リニア新線等

についても研究を進めるなど、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、県民の広域的な交流を促進する、東京8号線(豊洲～亀有～野田市)・11号線(押上～松戸市)整備、東京10号線(本八幡～新鎌ヶ谷)延伸新線整備、つくばエクスプレスの利便性の向上について、関係機関と連携し検討を進めます。

2 地域間交流を促進する鉄道網の充実強化

県内の各地域を結び、県民の通勤・通学等の足として大きな役割を担うJRや各種在来線について、県民が望む運行確保や施設整備など、一層の充実強化を図ります。

3 地域内交通の確保

いすみ地域の重要な交通手段であるいすみ鉄道に対し、地元市町と協調して支援するとともに、関係者が一体となって収益改善のための活性化策に取り組みます。なお、収益改善の実効性を見極める検証を行った結果、経営改善の達成が困難になったと判断された場合には、代替交通手段の導入について検討します。

また、バス対策地域協議会において、地域にとって必要不可欠な生活交通であるとされた地方バス路線について、維持・確保に向けた取組を推進します。

4 千葉県物流戦略の推進

「千葉県物流戦略」を基に、課題等の改善に向けた取組を実施し、昨今の厳しい地域間競争の中で、本県の競争力を向上させます。

また、成田空港の空港貨物輸送の拠点性を生かした成田国際物流複合基地(南側)の整備を進めるとともに、北側地区についても空港機能拡充にあわせて可能性の検討を進めていきます。

5 広域間交流を支える道路の整備

全国的な交流・連携の強化、物流の効率化による地域経済の活性化及び観光立県千葉の実現を目指すため、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路など高規格幹線道路等の整備を促進します。また、成田国際空港へのアクセス強化を図るため、北千葉道路の整備を促進します。

6 地域間交流を支える道路の整備

高規格幹線道路の整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路、茂原一宮道路などの地域高規格道路や国道・県道の整備を進め、県内外の連携と交流を強化します。特に、渋滞対策をはじめ、主要な観光地までのアクセスルート、日常生活に密接に関連した道路等について、環境に配慮しつつ整備を推進します。

7 港湾の整備・振興

港湾の利用促進を図るため、大型船舶が着岸できる水深マイナス12m耐震岸壁の整備を進めるとともに、コンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを推進します。(千葉港)。

【注】

- (1) **千葉県物流戦略**：本県における物流の効率化・高度化、人とモノの流れの活性化を進めるため、平成19年に策定した戦略。
- (2) **ポートセールス**：港湾の利用促進を図るため、船舶や貨物を誘致する広報・宣伝活動のこと。
- (3) **首都圏三環状道路**：交通混雑の緩和や環境改善など、さまざまな整備効果をもたらし、地域住民の豊かで快適な暮らしの実現への寄与が期待される道路で、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の3路線。
- (4) **北千葉道路**：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路。現在、印旛村から成田市間延長約13.5kmを整備中。
- (5) **首都圏中央連絡自動車道**：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路
- (6) **東京外かく環状道路**：都心から半径約15kmの地域を連絡する全長約85km、県内区間延長12.1kmの環状道路

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

③県土の基盤の充実

【現状と課題】

都市部では、市街地整備や街路整備の遅れから、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大などが引き起こされています。そこで、市街地における円滑な交通環境の推進を図るとともに、既存の高速道路ネットワークの利用しやすい料金体系の構築など、社会資本の有効活用を図る必要があります。

また、これまで整備された道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の多くが高度経済成長期に建設されたため、急速に高齢化しており、これらについて計画的な更新・維持管理による費用の縮減対策が求められています。

【取組の基本方向】

都市の拠点地区や密集市街地を中心に、区画整理¹⁾や再開発²⁾事業により、安全かつ快適な生活空間を創出するとともに、鉄道の高架化や街路などの整備を推進します。

また、高速道路ネットワークの効率的活用を図るため、本県が実施している東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験の効果を検証し、国策として一体的で利用しやすい料金体系が実現するよう働きかけ、地域経済の活性化や渋滞緩和を促進します。

高齢化する社会資本については、長寿命化を図るため、各施設の計画的な維持管理や修繕を進めます。

【主な取組】

1 市街地における円滑な交通環境の推進

市街地における道路の慢性的な渋滞等に対処するため、街路事業による都市の骨格を形成する幹線道路の整備、踏切遮断や鉄道によって分断されている市街地の一体化を進める連続立体交差事業を推進し、交通の円滑化を図るとともに環境負荷の低減を図ります。

2 既存施設の維持管理と長寿命化

道路・河川・港湾・公園・下水道などの既存施設の維持管理にあたっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、これまでの対症療法的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

3 社会資本の有効活用

高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化のため、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けて東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験³⁾を

実施します。

4 区画整理、再開発による市街地の整備

密集市街地や都市の拠点地区において、街路や駅前広場などの都市基盤の整備や地域の拠点整備に対する支援を行うとともに、良好な住宅・宅地の供給を図り、安全で快適な生活空間を創出するまちづくりを進めます。特につくばエクスプレス沿線地域では鉄道と沿線地域の一体的な整備により、秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。また、東京湾アクアライン着岸地では、交通利便性を生かした多様な都市機能が集積したまちづくりを推進します。

【注】

- (1) **区画整理（土地区画整理事業）**：土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。
- (2) **再開発（市街地再開発事業）**：都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前を始めとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業。
- (3) **東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験**：恒久的な料金引下げの実現に向けて、ETC車を対象に、全日、普通車800円などに通行料金を引下げ、湾岸部の交通渋滞の緩和や観光・企業立地などに及ぼす影響などを検証する。

Ⅲ－４ 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

④人にやさしく美しいまちづくりの推進

【現状と課題】

モータリゼーションの進展や大量輸送など流通構造の変化等に伴い、大規模集客施設の郊外への立地が進み、鉄道駅周辺などで市街地の活気が失われている地域があります。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象¹⁾などにより都市環境の悪化が危惧されています。

一方で、近年は人々の価値観やライフスタイルが多様化し、まちづくりへの参加意欲や良好な景観形成に対する県民の関心も高まっています。

公共交通機関のバリアフリーに関しては、国が定めた基本方針により、鉄道駅エレベーターの設置やノンステップバス²⁾の導入等を推進していますが、整備対象となる駅の中にエレベーターの整備が困難なところがあることが課題となっています。

本県は、地理的・地形的に水資源に恵まれていないため、都市用水（水道用水・工業用水）の約3分の2を利根川水系に依存しています。また、県営水道が県北西部を中心に県人口の約半数に給水している一方で、広域的な水源確保から末端給水³⁾までを市町村のみで行っている地域があるなど、水道事業体の運営基盤に大きな地域格差があります。

【取組の基本方向】

時代の変化や地域特性に適確に対応し、県民の誰もが安心して快適に暮らすことができるいきいきとしたまちづくりを、県民、市民活動団体、企業などと連携を図りながら推進します。道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン⁴⁾の普及を図ります。公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き市町村や事業者に対し効果的な補助を行い、整備を促進します。

また、良好な景観の形成や緑の保全・創出に取り組むとともに、住宅や公園、下水など県民の生活環境の改善、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等に取り組みます。

渇水等緊急時における安定給水を図るため、引き続き、安定水源の確保に努めるとともに、望ましい県内水道事業の経営形態等について検討を進めます。

【主な取組】

1 時代の変化に対応したまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進展や産業構造の変化など、社会経済情勢の変化に対応するため、持続可能な集約型都市構造⁵⁾の構築に向け、市町村と協働して、

地域が活性化し県民誰もが快適に安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

2 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

県が管理する特定道路⁶⁾について、すべての人々が安全で快適に通行できるよう、歩道や自転車歩行者道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置する等、バリアフリー対策を推進します。また、電柱や電線類が特に支障となる箇所において無電柱化を推進します。

また、建築文化賞表彰制度の活用や、景観上優れた建築物、ユニバーサルデザインや環境に配慮した建築物の普及啓発を行うことにより、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを推進します。

3 鉄道・バスにおけるバリアフリー化の推進

鉄道駅エレベーターの設置や超低床ノンステップバスの導入について、市町村や事業者に対し、国と協調するなど、効果的な補助を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

4 環境に配慮した道づくり

環境にやさしい道路整備を進めるため、北千葉道路⁷⁾では、動植物の生活環境の保全や印旛沼の水質保全等に配慮するなど、バイパス等の事業を行う際には、周辺環境に配慮した整備を行います。

また、歩道部は透水性舗装⁸⁾を普及させるとともに、車道部は既設舗装の修繕時期等にあわせ、必要に応じて排水性舗装⁹⁾を実施します。

5 豊かな河川環境の整備と保全

水質悪化が著しい河川・湖沼等の水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくり¹⁰⁾の実施により、多様な生物を育む水辺づくりや親しみと潤いのある川づくりを推進します。

また、雨水流出抑制策や水質保全に資する条例化を進めつつ、さらには、市町村と連携しながら、水辺空間や歴史的町並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」を創出します。

6 県立都市公園の整備と都市の緑の保全・創出

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する県立都市公園の整備を推進するとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理、修繕、更新を行います。

また、市町村と連携を図り、都市の緑の保全や屋上・壁面等の緑化を普及促進し、さらに広域的な水と緑のネットワークの形成に向けて検討していきます。

7 良好な景観形成の推進

良好な景観形成を推進するため、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するとともに、市町村が景観行政団体¹¹⁾として主体的に景観形成に取り組めるよう支援します。

併せて、地域の合意形成を図りながら、広域的な観点からの良好な景観の形成を進めるとともに、公共事業の実施に当たっては、景観に配慮します。

8 安定した水源の確保

八ツ場ダムについては、国において行われる治水・利水についての再検証にあたり、また、湯西川ダム、霞ヶ浦導水及び思川開発事業については、国におけるダム事業の見直しの中で、関係都県と連携を図りながらその必要性を訴えていくとともに、早期完成に向けた取組を進めます。

9 安全で良質な水の供給

県水道局では、次期「中期経営計画」¹²⁾を平成22年度までに策定し、経営基盤の維持・強化を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場及び送・配水管等の更新を計画的、効率的に推進し、将来にわたり、安全で良質な水の安定的な供給を確保します。

10 県内水道の統合・広域化

リーディングケース(先導事例)として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体¹³⁾の統合について、関係市町村等との合意形成を図りながら統合を目指します。

11 下水道整備の推進及び公共下水道の着手に向けた支援

生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進します。

さらに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう指導・助言を行います。

12 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅ストック¹⁴⁾の形成、良好な居住環境の形成、住宅市場の環境整備及び住宅セーフティネット¹⁵⁾の確保を、地域のコミュニティや地域特性を踏まえつつ、多様な主体との協働や関連する施策分野との連携により推進します。

【注】

(1) ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

- (2) **ノンステップバス**：出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバスのこと。床面高さは概ね 35cm 以下のものを指します。
- (3) **末端給水**：需要者の蛇口まで、水道水を供給することを指します。
- (4) **ユニバーサルデザイン**：年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。
- (5) **集約型都市構造**：中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に、商業、医療、福祉、行政等の各種都市機能の集積を図り、これらの集約拠点などを公共交通等により有機的に結ぶネットワーク型の都市構造のこと。
- (6) **特定道路**：市町村が策定した移動円滑化基本構想に位置づけられた駅等と主要な公共施設等を結ぶ道路。
- (7) **北千葉道路**：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約 43km の幹線道路。現在、印旛村から成田市間延長約 13.5km を整備中。
- (8) **透水性舗装**：歩道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いることにより、雨水を表層、路盤を通して、路盤以下に浸透させる舗装。地下水の涵養等の利点がある。
- (9) **排水性舗装**：車道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用い、その下に不透水性の層を設けることにより、雨水を舗装路面から舗装内に浸透させる構造で、かつ道路交通騒音の低減に資する舗装。
- (10) **多自然川づくり**：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
- (11) **景観行政団体**：景観法に定められた景観行政を担う主体。政令指定都市・中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県と協議・同意により景観行政団体になることができます。それ以外の地域は都道府県が景観行政団体になります。
- (12) **中期経営計画**：経営基盤の強化、施設整備の推進、お客様サービスの向上などについて、計画的な推進を図ることを目的に水道局が策定しているものです。現計画の期間は平成 18 年度～22 年度までの 5 か年です。
- (13) **水道用水供給事業体**：水道事業体にその用水を供給する事業を経営する者を指します。
- (14) **住宅ストック**：社会資本としての既存の住宅等（の数）を表します。
- (15) **住宅セーフティネット**：高齢者、障害者、外国人、母子世帯等、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている様々な仕組みを表します。